

だい きだてししょう しゃけいかく
第3期伊達市障がい者計画

ほっかいどうだてし
北海道伊達市

はじめに

本市は2012年（平成24年）3月に、2012年度（平成24年度）から2018年度（平成30年度）までを計画期間とする「第2期伊達市障がい者計画」を策定しました。また、2015年（平成27年）3月に計画の内容を一部見直した、「第2期伊達市障がい者計画補足版」を策定し、障がいのある人に対する様々な福祉施策を進めてまいりました。

国においては、2014年（平成26年）1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が2016年（平成28年）4月に施行されるなど、国の障がい者施策は大きく変化しました。

このたび、「第2期伊達市障がい者計画」の計画期間が終了するにあたり、これまでの理念を引継ぎ、障がい者福祉施策を切れ目なく総合的かつ計画的に推進するため、「第3期伊達市障がい者計画」を策定いたしました。

この計画は、今後5カ年の市の障がい者福祉施策の目標と方向性を示しています。

障がいのある人々が地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていけるまちの実現に向け、市民の皆様とともに、障がい者福祉の充実に取り組んでまいります。

最後に、計画の策定にあたりまして、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、第3期伊達市障がい者計画策定委員の皆様にご心より感謝申し上げます。また、計画の推進にあたり、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年（平成31年）3月

伊達市長 菊谷秀吉

もくじ
目次

だい しょう けいかく さくてい
第1章 計画の策定にあたって

1	けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨	1
2	けいかく いちづ 計画の位置付け	2
3	けいかく きかん 計画の期間	3
4	たいしょう しょう しゃ はんい 対象とする障がい者の範囲	4
5	けいかくさくてい たいせい ほうほう 計画策定の体制と方法	4
6	だい きだて ししょう しゃけいかく しんちよくじょうきょう 第2期伊達市障がい者計画の進捗状況	6

だい しょう しょう ひと じょうきょう かだい
第2章 障がいのある人の状況と課題

1	しんたいしょう ひと げんじょう 身体障がいのある人の現状	9
2	ちてきしょう ひと げんじょう 知的障がいのある人の現状	11
3	せいしんしょう ひと げんじょう 精神障がいのある人の現状	13
4	ちようさけっか げんじょう アンケート調査結果からの現状	16
5	だんたい いけん ていげん 団体からの意見・提言	20
6	しょう しゃふくし かだい 障がい者福祉の課題	21

だい しょう けいかく きほんりねん
第3章 計画の基本理念

1	きほんりねん 基本理念	24
2	きほんもくひょう 基本目標	25
3	しさく たいけい 施策の体系	26

だい しょう しさく てんかい
第4章 施策の展開

1	けんりようご 権利擁護	27
2	けいはつ こうほう 啓発・広報	28
3	せいかつかんきょう 生活環境	31
4	じょうほう いしそつうしえん 情報・意思疎通支援	35

5	生活支援 <small>せいかつしえん</small>	36
6	保健・医療 <small>ほけん いりょう</small>	39
7	就労支援 <small>しゅうろうしえん</small>	41
8	教育・育成 <small>きょういく いくせい</small>	43
9	社会参加 <small>しゃかいさんか</small>	47
10	計画の推進 <small>けいかく すいしん</small>	48

だい しょう しりょうへん
第5章 資料編

1	伊達市の障がい者施策の歩み <small>だてし しょう しゃしきく あゆ</small>	49
2	計画策定の経過 <small>けいかくさくてい けいか</small>	54
3	第3期伊達市障がい者計画策定委員会 <small>だい きだてししょう しゃけいかくさくてい いんかい</small>	55
4	用語解説 <small>ようごかいせつ</small>	57
5	アンケート結果 <small>けっか</small>	66

■ 「障がい」の表記について ■

伊達市では、ノーマライゼーション社会の実現と心及び文字のバリアフリーを推進するため、「障害者」の「害」の表記を平仮名の「がい」に改め、平成14年4月1日から次のとおり実施しています。

① 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接・間接的に形容する場合は「障がい」と表記します。

② 法令等に基づくもの、施設名や団体等の固有名詞は除きます。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、2012年（平成24年）3月に、2012年度（平成24年度）から2018年度（平成30年度）までを計画期間とする「第2期伊達市障がい者計画」を策定し、様々な障がい者福祉施策を進めてきました。2015年（平成27年）3月にはこの計画の一部見直しを行い、補足版を策定しています。

国では、2013年（平成25年）4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、制度の谷間のない支援の提供を目的に、新たに難病患者等が支援対象となったほか、2018年（平成30年）4月には「自立生活援助」、「就労定着支援」などのサービス創設をはじめとする制度改正が行われるなど、障がいのある人が住みなれた地域で暮らし続けるための環境整備が進められています。

また、2016年（平成28年）4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、共生社会の実現に向け、障がいのある人の権利擁護、差別解消の強化も進められています。

これら国の動向に基づくとともに、「第2期伊達市障がい者計画」の理念を引き継ぎ、施策の進捗状況、社会情勢、障がいのある人のニーズを踏まえ、各種施策を展開するため「第3期伊達市障がい者計画」を策定するものです。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

■ ノーマライゼーション ■

ノーマライゼーション(=Normalization)は、直訳すれば「正常化」あるいは「標準化」となります。福祉用語としてのノーマライゼーションは、障がい者と健全者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそがノーマル（正常）な状態であるという理念のもと、そうした正常な社会を積極的に創造していこうとする活動や施策、またその推進のための運動を意味しています。

2 計画の位置付け

「第3期伊達市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として位置づけられるものであり、本市における障がい者福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたものです。

本計画の策定に当たっては、上位計画である国の障害者基本計画（2018年度〔平成30年度〕から2022年度）及び北海道障がい者基本計画（2013年度〔平成25年度〕から2022年度）に基づくとともに、第7次伊達市総合計画の考え方に即し、第4期伊達市地域福祉計画との整合性を図ります。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5か年とします。ただし、今後の制度改正等の動向により、計画の見直しを行うことがあります。

また、障害者総合支援法に基づく障がい者福祉施策展開のため、具体的な数値目標等を盛り込んだ実施計画となる障がい福祉計画については、2018年度（平成30年度）から2020年度を第5期計画期間としています。

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	—	—	—	—
国	障害者基本計画 (第3次)		障害者基本計画(第4次)					
北海道	第2期北海道障がい者基本計画 ※2018年(平成30年)3月改訂							
伊達市	第6次伊達市総合計画			第7次伊達市総合計画 (2019年度〔平成31年度〕～2028年度)				
	第3期伊達市地域福祉計画 (平成27年度～平成30年度)			第4期伊達市地域福祉計画 (2019年度〔平成31年度〕～2023年度)				
	第2期伊達市障がい者計画 (平成24年度～平成30年度)			第3期伊達市障がい者計画 (2019年度〔平成31年度〕～2023年度)				
	第4期伊達市障がい福祉計画		第5期伊達市障がい福祉計画		第6期伊達市障がい福祉計画			

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

4 対象とする障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人としします。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者(発達障がい者を含む。)
- ・難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

5 計画策定の体制と方法

(1) 計画策定の体制

① 第3期伊達市障がい者計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、医療、教育、福祉等の事業に従事する専門家、障がい者団体の代表に加え、公募による市民の12名で構成する「第3期伊達市障がい者計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置し、審議を行いました。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

② 市役所内部の体制

障がい者福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課の課長により構成される「第3期伊達市障がい者計画策定に係る庁内調整会議」（以下「庁内調整会議」という。）を設置し、全庁的な体制の下に、計画策定を進めました。

(2) 計画策定の方法

① アンケート調査の実施

障がいのある人の生活状況や意向についてのアンケート調査を実施し、計画の基礎資料としました。
実施期間：2018年（平成30年）8月8日から8月24日

② パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの期間：2019年（平成31年）1月18日から2月18日

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

6 第2期伊達市障がい者計画の進捗状況

2012年（平成24年）3月に策定した「第2期伊達市障がい者計画」では基本理念に「障がい者の基本的人権を享有する個人としての尊厳と社会参加の促進による共生社会の実現」を掲げ、3つの基本目標に基づき施策を展開してきました。各施策の実施状況の報告については毎年度市のホームページで公開しています。それぞれの主な取組は次のとおりです。

基本目標	取組内容
1 お互いを尊重し合えるまちづくり	<p>1 権利擁護</p> <p>障がいのある人の権利擁護や虐待・差別の解消に関する施策を展開しました。</p> <p>2012年度（平成24年度）に虐待防止センター（機能）を設置し「伊達市障がい者虐待対応実務マニュアル」を作成し通報等への対応を行いました。</p>
	<p>2 啓発・広報</p> <p>障がいに対する理解促進や啓発などに関する施策を展開しました。</p> <p>主に市の広報紙やホームページなどで障がいや障がい者福祉に関する情報を発信しました。</p>
	<p>3 生活環境</p> <p>住まいや移動の支援、災害対策に関する施策を展開しました。</p> <p>2箇所のグループホームが開設され、市内のグループホームは71箇所になりました。</p>

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

		<p>2018年度（平成30年度）に「伊達市バリアフリー基本構想」を策定しました。</p> <p>2017年度（平成29年度）に「伊達市避難行動要支援者対策計画」を策定し、避難行動要支援者名簿の整備や福祉避難所の指定を行いました。</p>
	<p>4 情報・コミュニケーション</p>	<p>情報提供、コミュニケーション支援に関する施策を展開しました。</p> <p>道内では10番目となる手話言語条例である「伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例」が2017年（平成29年）4月から施行され、手話講座講師派遣事業、手話奉仕員養成講座など手話を普及する取組を行いました。</p>
<p>2 地域で暮らすことが できる体制づくり</p>	<p>5 生活支援</p>	<p>相談支援、在宅サービス、人材の育成に関する施策を展開しました。</p> <p>障がいのある人の日常生活を地域全体で支えるため、2018年度（平成30年度）に地域生活支援拠点を整備しました。</p>
	<p>6 保健・医療</p>	<p>障がいの予防や、障がいのある人の保健・医療などに関する施策を展開しました。</p> <p>健診や保健に関する相談、啓発、各種医療費の助成を行いました。</p>

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

<p>3 自立 への支援と 社会参加の 促進</p>	<p>7 就労支援</p>	<p>働く場や日中の居場所づくりに関する施策を展開しました。 西胆振心身障がい者職親会の支援により100名を超える障がいのある人が一般就労しています。2013年度(平成25年度)に伊達市職員採用試験に障がい者枠を設けました。</p>
	<p>8 教育・ 育成</p>	<p>障がいのある子どもの療育や保育、教育に関する施策を展開しました。 保育所や学校において療育・教育の機会の充実を図りました。2012年(平成24年)から制度化された放課後等デイサービスなどにより療育の機会の充実が図られました。</p>
	<p>9 社会参加</p>	<p>文化活動、スポーツ振興に関する施策を展開しました。 様々な事業において、障がいのある人が参加できるよう配慮しました。</p>